## 競技大会参加激励金交付事業

## ① 事業内容

競技力の優れた選手が、市長が認めた競技大会に参加する場合は、当該選手に対し 予算の範囲内で激励金を交付する。

- ② 対象となる選手等
  - ア 舞鶴市に居住、又は在学する者。 その他市長が特に認めた者。
- ③ 対象となる競技大会
  - ア (公財)日本スポーツ協会、またはその加盟団体が主催する全国規模の大会。
  - イ (公財)日本スポーツ協会加盟の各競技全国組織団体または、それに準ずると認め られた全国組織が主催(共催含)する全国大会。
  - ウ (公財)全国高等学校体育連盟・(公財)日本高等学校野球連盟・全日本学生各競技 連盟の主催する全国大会。
    - (「(公財) 日本スポーツ協会」との共催可) = 教育委員会から旅費等の補助がある 大会は除く。
  - エ オリンピック等の国際競技大会
  - オ 上記 アからエ の大会に準ずると市長が認める競技大会。
  - カ (公財)日本スポーツ協会加盟の各競技全国組織団体または、(公財)京都府体 育協会の各競技京都府組織団体の推薦等により参加する国際大会(交流試合も含 む)および国際強化合宿。
- ④ 交付対象としない事項
  - ア 予選会等の選考会、当該競技団体から推薦、標準記録突破等の選考過程なく出場する者
  - イ ねんりんピック等の交流を目的とするレクリエーションスポーツ競技会
- ⑤ 激励金の額

次の区分に従い、それぞれ定められた額の範囲内で、市長が認めた額とする(激励金の額は10万円以内)。ただし、海外の競技大会の場合は、当該額の2倍の額とする。 また、オリンピック等の国際競技大会の場合は、市長が認めた額とする。

ア 個人:高校生以下 1人1回につき 10,000円以内

上記以外の一般成人 1人1回につき 5,000円以内

イ 団体:高校生以下 1チーム1回につき 50,000円以内

上記以外の一般成人 1チーム1回につき 25,000円以内

・「高校生以下」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校 (定時制・通信制を含む)、高等専門学校、特別支援学校(特別支援学級を含

- む)の生徒で、19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。(ただし、高等専門学校の4年生・5年生は除く)
- ・「団体」に対する激励金の交付は、5名以上で実施する団体競技(種別・種目を 含む)に出場する者を対象とし、種別ごとに交付する。
- ・1つの大会で複数種目に出場する場合でも、1種目分のみの交付とする。 (例:1つの大会で個人戦シングル・ダブルスに出場する場合、10,000円を交付)

### ⑥ 提出書類

### ア 大会参加証明書類

- ・大会の開催要項または実施要項等(全国大会と予選会の両方が必要)
- ・全国大会の出場根拠となる書類(予選会の成績表、当該競技団体からの推薦書類、標準記録突破証明書類等)
- ・その他市長が必要と認める書類

# イ 結果報告書

- ・当該競技大会の成績、結果(組合せ表等)
- ・その他市長が必要と認める書類

#### ⑦ 交付手続き等

証明書類に基づき、要件を確認した上で、支出手続きを行うものとする。 「報償費として支出」

- ⑧ 激励会の開催について
  - 1 高校生以下を対象とする市長激励会を年2回程度開催する。
  - 2 激励会の出席者以外に対する激励金は担当課より交付する。